



目次

〇留納税賦の滞りや滞りた無納 (11〜14) ……………1

監査委員公告

監査公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成20年1月29日

秋田県監査委員 金谷信栄  
秋田県監査委員 こだま祥子  
秋田県監査委員 大和顕治  
秋田県監査委員 菊地康男

財————665  
平成19年12月7日

秋田県監査委員 金谷信栄  
秋田県監査委員 こだま祥子  
秋田県監査委員 大和顕治  
秋田県監査委員 菊地康男

秋田県知事 寺田典城

監査結果に基づき講じた措置について(通知)  
平成19年11月2日付け監委-518で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。  
別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	平成19年9月26日
-------	-----	-------	------------

(指摘事項)  
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきまして、その縮減に向け努力しているところですが、平成19年10月末現在の未収金は全体で15億5,155万円余りで前年同期と比べ、3.8%、6,161万円余りの減となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、加えてインターネット公売により差押財産の換価を進め、また、タイヤロックによる自動車の差押を行うなど、これまでに以上に整理強化に努め、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨み未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村と地域振興局との共同催告、合同滞納整理の実施や、短期併任制度、直接徴収制度を活用した徴収を積極的に行うなど連携を密にしてその縮減に努めてまいります。

なお、平成19年度も昨年に引き続き「休日納税相談日」及び「夜間納税相談日」を全県で随時に設置しているほか、夜間等の徴収業務に当たっては、勤務時間の割振りの特例制度を活用し効率的な滞納整理を実施しております。

監査課所名	科学技術課	監査年月日	平成19年8月30日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)  
県立大学の授業料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金1,573,640円については、未納者及び保証人に対する納入指導に努めており、平成19年10月末までに114,800円を回収しております。  
今後とも、引き続き回収に努めてまいります。

監査課所名	試験研究推進課	監査年月日	平成19年8月30日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)  
入居団体費用収入に係る未収金の回収に努めることと

に、設備使用料に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)  
入居団体費用収入に係る未収金の回収については、訪問等による督促に努めた結果、平成19年10月26日に全額回収しております。

また、設備使用料に係る未収金については、平成19年9月21日に破産管財人より最後配当が行われ、一部を回収しております。

今後、残る未収金については、回収できる見込みがないことから、債権放棄等の手続きについて検討してまいります。

監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成19年8月30日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)  
生活保護返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金47,324,415円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、1,503,729円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

(指摘事項)

行政財産目的外使用に係る使用料に測定漏れがあることから、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

測定漏れの行政財産目的外使用に係る使用料については、使用許可先へ説明のうえ、測定を行っております。  
今後は、事務の執行状況を適宜確認するなど、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	長寿社会課	監査年月日	平成19年8月30日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

介護支援資金貸付金に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金については、平成19年10月15日までに、全額回収いたしました。

監 査 課所名	障害福祉課	監 査 年月日	平成19年 8 月30日
------------	-------	------------	--------------

(指摘事項)  
児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金44,446,661円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め947,570円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課所名	子育て支援課	監 査 年月日	平成19年 8 月30日
------------	--------	------------	--------------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金109,914,628円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、6,430,857円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課所名	医務薬事課	監 査 年月日	平成19年 8 月30日
------------	-------	------------	--------------

(指摘事項)

公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した一般会計及び基金の未収金85,385,051円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、2,236,474円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課所名	健康推進課	監 査 年月日	平成19年 8 月30日
------------	-------	------------	--------------

(指摘事項)

特定疾患医療費不正請求の返還金等に係る未収金の回収

に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金893,642円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、46,486円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課所名	環境整備課	監 査 年月日	平成19年 8 月31日
------------	-------	------------	--------------

(指摘事項)

行政代執行費用に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

能代市の債務者は破産宣告を受けていることから、未収金はすべて破産管財人に交付要求しており、現在は破産手続の状況を確認しております。

八郎潟町の債務者については、登記されている本店所在地に法人の実態が無く、所得及び保有資産とも確認できていません。役員とも連絡がとれず、住所地に郵送した督促状は受取人不在のため送戻されています。現在、役員の所在等の調査を継続し未収金の回収に努めておりますが、あわせて滞納処分の執行停止も視野に入れながら手続を進めております。

今後とも、地方自治法、秋田県財務規則等に基づき適切に債権管理を行いながら、未収金の回収に努めてまいります。

監 査 課所名	流通経済課	監 査 年月日	平成19年 9 月 3 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

農業改良資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

農業振興対策資金の未収金については、2名が月賦払いで着実に分割償還を続けており、今後も継続してまいります。残りの1名については、債務者の死亡後に相続放棄されていることから、その不納欠損処理の可否も含めて検討してまいります。

また、農業改良資金の未収金については1名が月賦払いで着実に分割償還を続けており、今後も継続してまいります。その他の未収金については、文書による催促及び本

人、連帯保証人との面談を定期的に行い、回収に努めてまいります。

監 査 課所名	農畜産振興課	監 査 年月日	平成19年 9 月 3 日
------------	--------	------------	---------------

(指摘事項)

畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、一部が納付されておりますが、今後も債務者等への督促を行うとともに、分割納付等で収入の確保を図りながら、収納整理に努めます。また、納付が不可能と思われる債務者については、十分な調査の上、不納欠損等の措置を講じてまいります。

監 査 課所名	農地整備課	監 査 年月日	平成19年 9 月 3 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

換地清算金等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事前私金返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

換地清算等に係る未収金につきましては、7件で693,813円でありましたが、本年10月末時点では6件で608,925円となっております。このうち、1件につきましては、現在分割納入中であり今年度中に完納する見込みであります。残る5件のうち徴収停止措置を講じた2件を除く3件につきましては、戸別訪問などによる督促を行い早期回収に努めてまいります。併せて、滞納処分についても検討してまいります。

なお、工事前私金返還利息に係る未収金につきましては、破産終結の決定などにより今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成12年11月と平成18年9月に地方自治法施行令の規定による徴収停止としておりますが、今後の状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。

監 査 課所名	水産漁港課	監 査 年月日	平成19年 9 月 3 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項) 債務者の藤里町内水面漁業生産組合は、依然として休業状態であり、事業の再開の可能性は低く、収納は極めて困難な状況にあります。引き続き、町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後とも、組合長との交渉や督促を行い、収納整理に努力してまいります。			監 査 年 月 日	平成19年 9月 3日
監 査 課 所 名	秋田又平振興課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 3日	
(指摘事項) 林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。				
(措置事項) 平成18年度未収元金及び違約金のうち、平成19年10月31日までに、元金654,932円、違約金448,828円が回収済みとなっております。				
未収金については、今後も本庁、地域振興局森づくり推進課、森林組合、県森連が連携し、文書による督促並びに戸別訪問等を行い、内容によっては連帯保証人に対しても督促するなど回収に努めてまいります。				
高齢、生活困難者など一括返済が困難な延滞者には、分割返納を指導することとし、現在8名が分割による納付を行っています。未収金回収計画表を作成し、計画的な収納整理に努めてまいります。				
貸付決定に際しては、新規未納の発生防止のため、各地域振興局森づくり推進課の運営協議会の場で十分に審査をいたします。				
監 査 課 所 名	森林整備課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 3日	
(指摘事項) 職員の給料返納に係る未収金の回収に努めること。				
(措置事項) 職員の給料返納に係る未収金につきましては、本人が行方不明となっております。収納は困難な状況にあります。本庁、地域振興局森づくり推進課が連携し、引き続き情報収集に努め早期回収に努力してまいります。				
監 査 課 所 名	商工業振興課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 25日	
(指摘事項)				

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。				
(措置事項) 今後とも直接訪問等により継続的に実態を把握するとともに、延滞者個々の状態を考慮しながら、督促、償還指導を行い、回収に努めてまいります。				
また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援による調査・アドバイザリー事業の活用等により、法的な手続きを行うなどして回収額の増加や期間の短縮を図ってまいります。				
なお、回収の見込めない債権については不納欠損処分事務処理を進めてまいります。				
(指摘事項) 産学官技術開発促進事業費補助金として決算すべきものを、予算科目の設定の誤りを是正しないで、発明工夫奨励推進事業費から補助金を支出し、不適切な決算処理となっているものがあるので、今後は適切に処理すること。				
(措置事項) 今後は、予算編成システムへの予算を登録する時や支出負担行為を行う時、さらには支出命令をする時などに、担当のチェック、班内のチェック、課内のチェックを徹底させ、再発防止に努めてまいります。				
監 査 課 所 名	商工業振興課誘致企業室	監 査 年 月 日	平成19年 9月 25日	
(指摘事項) 工業団地開発事業特別会計に係る未収金の回収に一層努めること。				
(措置事項) 工業団地開発事業特別会計の違約金に係る未収金については、当該企業の活動状況について継続的に調査し、収納に努力してまいりましたが、当該企業代表者が亡くなり、また実質的に倒産状態で返済能力が皆無の状況にあり、民法上の消滅時効の期日を迎えておりますので、その対応について庁内関係課(会計管財課、財政課)や顧問弁護士と協議・相談し、適切に対応してまいります。				
工業団地開発事業特別会計の財産貸付収入に係る未収金については、破産手続きが終了し、一部債権は確保しております。その他の未収金につきましては、分割払い等の手法により、債権の回収に努めてまいります。				

監 査 課 所 名	資源エネルギー課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 25日	
(指摘事項) 土地貸付収入に係る未収金の回収に努めること。				
(措置事項) 土地貸付収入に係る未収金については、平成19年10月18日に納入されました。				
監 査 課 所 名	雇用労働政策課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 25日	
(指摘事項) 鷹巣技術専門校清和寮の寮費に係る未収金の回収に努めること。				
(措置事項) 未納者への督促状発行や電話による催促に加え、直接保護宅を訪問して督促を行い、未収金の解消に努めてまいります。				
監 査 課 所 名	都市計画課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 4日	
(指摘事項) 通勤届の変更届出がないことにより、通勤手当を過大に支給しているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。				
(措置事項) 変更届を提出させて正しい手当額を認定しており、過支給分については、返納済であります。				
今後は適切な事務処理に努めてまいります。				
監 査 課 所 名	下水道課	監 査 年 月 日	平成19年 9月 4日	
(指摘事項) 下水道事業使用料に係る未収金の回収に一層努めること。				
(措置事項) 平成17、18年度分の未収金については、平成19年11月6日現在、4件201,428円となっております。今後も引き続き書面及び訪問による督促を行うほか、納付方法の相談に応ずるなどしながら、早期の回収に努めてまいります。				

監 査 課所名	道路課	監 査 年月日	平成19年 9 月 4 日
------------	-----	------------	---------------

(指摘事項)  
工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金の回収に努めるとともに、工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、平成19年10月12日付けで分割納付誓約書が提出され、10月から毎月1万円分割納付することとしております。納付が遅れた場合は督促するなど、今後も回収に努めてまいります。

工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成12年11月7日付けで、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行い、現在も徴収停止中ですが、状況に変化がなく、今後も徴収の見込みが立たないことから、不納欠損処分についても検討してまいります。

監 査 課所名	河川砂防課	監 査 年月日	平成19年 9 月 4 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

河川土石採取料等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

河川土石採取料に係る未収金については、平成18年6月30日付けで分割納入誓約書を作成し、翌月から納入があり、平成19年10月末現在で96,000円を回収しております。今後も全額回収に向けてより一層努力してまいります。河川占用料及び業務委託解除に伴う違約金については、債務者が破産手続き終了と廃止決定を受けているため徴収が不可能であることから、今後、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による、徴収停止の手続きを行う予定としております。

業務委託契約解除に伴う賠償金に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成18年7月3日付けで地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。その

後の状況を注視してまいりましたが、状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

監 査 課所名	港湾空港課	監 査 年月日	平成19年 9 月 4 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

行政代執行費用の未収金については、債務者の所有する不動産に対し参加差押処分を行い、平成15年1月6日付で登記しており、今後も債権保全手続を継続してまいります。

港湾施設用地使用料の未収金については、平成18年8月3日付けで作成した債務弁済契約公正証書により、平成19年10月末までに752,080円を回収しております。今後も引き続き回収に努めてまいります。

監 査 課所名	建築住宅課	監 査 年月日	平成19年 9 月 4 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

県営住宅使用料の未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催告するなど、早期に滞納を解消するように努めてまいります。また、法的措置によっても厳正に対処し、より一層未収金回収に努めてまいります。

損害金の未収金についても、所在調査や財産調査を行い、早期に滞納を解消するように努めてまいります。

監 査 課所名	会計管財課	監 査 年月日	平成19年 9 月 4 日
------------	-------	------------	---------------

(指摘事項)

土地貸付収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成16年度の未収金1件182,801円については、平成19

年11月6日までに97,912円を回収しました。

上記未収金と平成17年度貸付料の未収金187,371円、平成14年度貸付料にかかる延滞金28,969円並びに平成18年度貸付料の未収金192,055円については、毎月臨戸による分割徴収に努めているところであり、全額納入されるよう債権回収についてさらに努力してまいります。

監 査 課所名	総務事務センター	監 査 年月日	平成19年 9 月 4 日
------------	----------	------------	---------------

(指摘事項)

恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

返納金に係る未収金については、分割により定期的の一部納入されていますが、今後も納入が滞ることのないように、面談、電話及び書面による催告を引き続き行い、早期回収に努めてまいります。

監 査 課所名	公文書館	監 査 年月日	平成19年 9 月19日
------------	------	------------	--------------

(指摘事項)

切手について、年間使用量を超えて購入し、必要以上に在庫量を積み増しているため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

切手の購入に際しては、在庫量を確認し、適量を購入するよう十分留意してまいります。

監 査 課所名	鹿角地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日	平成19年 7 月30日
------------	--------------------	------------	--------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、その縮減に向け一層努力しておりますが、平成19年10月末現在の未収金合計額は、3,980万円余りで前年度同期と比べ、2.1%、83万円の減となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の86.4%を占める個人県民税については、市町に納税推進専門員を派遣する等により、その縮減に努めてまいります。

監査 課所名	北秋田地域振興局 (総務企画部)	監査 年月日	平成19年8月8日
-----------	---------------------	-----------	-----------

## (指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところですが、平成19年10月末現在の未収金の合計額は1億1,033万円余りと前年同期と比べ3.4%、390万円余りの減となっております。

今後も適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については、厳正な処分を徹底することにより、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の63%を占める個人県民税につきましては、市村との協働による共同催告、合同滞納整理、職員短期派遣事業、及び直接徴収に積極的に取り組むなど、連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査 課所名	北秋田地域振興局 (大館福祉環境部)	監査 年月日	平成19年7月24日
-----------	-----------------------	-----------	------------

## (指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に努めること。

## (措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金のうち、未熟児療育医療費負担金等一般会計計6,232,223円については、平成19年10月末現在、一部納付を含め、383,863円を回収しております。

また、母子寡婦福祉資金特別会計分8,669,987円については、平成19年10月末現在、一部納付を含め、1,096,103円を回収しております。

今後とも、未収金残金の早期回収及び未然防止に一層努力いたします。

監査 課所名	北秋田地域振興局 (建設部)	監査 年月日	平成19年8月9日
-----------	-------------------	-----------	-----------

県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、業務委託契約解除に伴う賠償金に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

## (措置事項)

県営住宅使用料の未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたるものについては、連帯保証人に催告するなど早期に滞納を解消するよう、より一層の努力をしております。

また、河川占用料及び業務委託契約解除に伴う違約金については、破産手続き終結と廃止決定を受けているため徴収が不可能であることから、今後、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による、徴収停止の手続きを行う予定としております。

業務委託契約解除に伴う賠償金に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成18年7月3日付けで地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。その後の状況を注視してまいりましたが、状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

監査 課所名	山本地域振興局 (総務企画部)	監査 年月日	平成19年8月2日
-----------	--------------------	-----------	-----------

## (指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところですが、平成19年10月末現在の未収金合計額は、1億2,733万円余りで前年同期と比べ8.9%、1,037万円余りの増となっております。

今後とも、適切な滞納整理の進行管理のもと、滞納事案ごとの状況に即した処分執行により、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、納税推進専門員の派遣・共同催告・合同滞納整理など、市町との協働によりその縮減に努めてまいります。

監査 課所名	山本地域振興局 (福祉環境部)	監査 年月日	平成19年8月2日
-----------	--------------------	-----------	-----------

(指摘事項)  
生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

## (措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金6,509,750円については、平成19年10月末日までに一部納付を含め、31件、965,231円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努力してまいります。

監査 課所名	山本地域振興局 (建設部)	監査 年月日	平成19年8月3日
-----------	------------------	-----------	-----------

## (指摘事項)

県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

## (措置事項)

県営住宅使用料に係る未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき滞納者に対して、電話をはじめ、文書、訪問等による督促を行う他、連帯保証人にも文書により滞納状況を知するなど早期に滞納家賃を解消するよう、より一層努めてまいります。

工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、平成19年10月12日付けで分割納付誓約書が提出され、10月から毎月1万円分割納付することとしております。納付が遅れた場合は督促するなど、今後も回収に努めてまいります。

工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成12年11月7日付けで、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行い、現在も徴収停止中ですが、状況に変化がなく、今後も徴収の見込みが立たないことから、不納欠損処分についても検討してまいります。

監査 課所名	秋田地域振興局 (県税部)	監査 年月日	平成19年8月6日
-----------	------------------	-----------	-----------

## (指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

監査 課所名	秋田地域振興局 (建設部)	監査 年月日	平成19年8月6日
-----------	------------------	-----------	-----------

未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところですが、平成19年10月末現在の未収金は7億7,760万円余りで前年同期と比べ、11.2%、9,770万円余りの減となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、夜間等の徴収業務に当たっては、勤務時間の割振りの特例制度の活用による効率的な滞納整理を実施し、加えてインターネットによる自動車差押の進め、また、タイヤロックスによる自動車の差押を行うなど、これまで以上に整理強化に努めてまいります。

また、未収金の45%余りを占める個人県民税につきましては、市町村との連携を密にしてその縮減に努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局 (福祉環境部)	監査年月日	平成19年 8 月 7 日
-------	--------------------	-------	---------------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成18年度から繰越測定した未収金計18,172,986円につきましては、平成19年10月31日までに一部納付を含め、304件、2,648,318円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未然防止に一層努力してまいります。

監査課所名	秋田地域振興局 (農林部)	監査年月日	平成19年 8 月 6 日
-------	------------------	-------	---------------

(指摘事項)

工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成19年11月7日付で、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。その後の状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

(指摘事項)

八郎潟地区気象情報システム運用業務委託契約において、契約書に添付する仕様書等が不十分なため、委託業務

の内容や範囲が不明確となっているので、今後、改善すること。

(措置事項)

業務委託内容が明確に示された仕様書を作成、添付し、適正な契約書となるように改善してまいります。

監査課所名	秋田地域振興局 (建設部)	監査年月日	平成19年 8 月 6 日
-------	------------------	-------	---------------

(指摘事項)

河川土石採取料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

河川土石採取料に係る未収金については、平成18年6月30日付けで分割納入誓約書を作成し、翌月から納入があり、平成19年10月末現在で96,000円を回収しております。今後も全額回収に向けてより一層努力してまいります。

監査課所名	由利地域振興局 (総務企画部)	監査年月日	平成19年 7 月 26 日
-------	--------------------	-------	----------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成19年10月末の未収金合計額は、1億4,497万円余りとなっており、平成19年5月末より、2,678万円減少しております。今後とも、滞納者の状況をよく把握し、分納誓約等を確実に履行させるとともに、悪質な滞納事案については、債権等の効果的な差押をするなど厳正な処分で臨むことで、未収金の縮減に努めてまいります。

このうち、未収金の56.9%を占める個人県民税につきましては、市との連携を密にし、従来から実施しております、共同催告・合同監戸徴収を行うとともに、平成18年度に続き、今年度新設された納税推進専門員の派遣による「個人県民税直接徴収」や「県職員短期派遣事業」を実施しております。

なお、平成19年度も昨年に引き続き「休日納税相談日」及び「夜間納税相談日」を随時設置しているほか、夜間・休日の徴収事務に当たっております。

監査課所名	由利地域振興局 (建設部)	監査年月日	平成19年 7 月 27 日
-------	------------------	-------	----------------

(指摘事項)

工事請負契約において、新たな契約とすべきところを当初契約の変更により執行しているものがあるので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

今後、工事請負契約の締結については、内部のチェック体制を強化し、その内容に応じ適切に処理してまいります。

監査課所名	仙北地域振興局 (総務企画部)	監査年月日	平成19年 7 月 26 日
-------	--------------------	-------	----------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところですが、平成19年10月末現在の未収金は全体で、20,562万円余りで前年同期と比べ4.3%、839万円余りの増となっております。

今後とも適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことで未収金の縮小に努めてまいります。また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にしてその縮減に努めてまいります。

なお、平成19年度も昨年度に引き続き平日や日中忙しい納税者のため「休日納税相談日」及び「夜間納税相談日」を設置しているほか、夜間における効率的な滞納整理を実施しております。

監査課所名	仙北地域振興局 (農林部)	監査年月日	平成19年 7 月 26 日
-------	------------------	-------	----------------

(指摘事項)

換地清算金等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事前払金返還利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

換地清算金等に係る未収金につきましては、7件で601,807円でありましたが、本年10月末時点では6件で521,919円となっております。

このうち1件につきましては、現在分割納入中であり、今年度中に完納する見込みです。残る5件のうち、徴収停

止措置を講じた1件を除く4件につきましては、戸別訪問などによる督促を行い早期回収に努めてまいりますが、併せて、滞納処分についても検討してまいります。

なお、工事前払金返還利息に係る未収金につきましては、破産終結の決定などにより今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成18年9月に地方自治法施行令の規定による徴収停止としておりますが、今後の状況を注視しながら適正な債権管理に努めてまいります。

監 査 課所名	仙北地域振興局 (建設部)	監 査 年月日	平成19年7月27日
------------	------------------	------------	------------

(指摘事項)  
用地測量業務委託において、新たな契約とすべきところを当初契約の変更により執行しているものがあるため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)  
今後、業務委託契約の締結については、内部のチェック体制を強化し、その内容に応じ適切に処理してまいります。

監 査 課所名	平鹿地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日	平成19年7月30日
------------	--------------------	------------	------------

(指摘事項)  
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
平成19年10月末現在の滞納繰越分に係る状況は、測定108,930千円、収入13,809千円、未納95,121千円であり、今後は、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の62.2%を占める個人県民税につきまして、横手市と合同滞納整理を実施し、滞納事案について積極的に情報交換するなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

(指摘事項)  
県庁舎入居団体に係る費用収入に、測定漏れ及び徴収額の算定を誤っているものがあることから、今後は適切に処理すること。

(措置事項)  
資金前渡金の精算が遅延しているものがあるため、今後は直ちに処理すること。

資金前渡金を使用しないで私費で立替払いをしたものがあるため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)  
今年度は、主担当と副担当を置き複数のチェックがかかるようにするとともに、資金前渡金においては通帳の管理と資金前渡の担当者を分けるなど、チェック体制を強化し適切に処理しております。

なお、測定漏れ及び徴収額の算定誤りにつきましては、正しい金額を算定し、債務者の了解を得て、収納いたしました。

監 査 課所名	平鹿地域振興局 (福祉環境部)	監 査 年月日	平成19年7月30日
------------	--------------------	------------	------------

(指摘事項)  
母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
平成18年度から繰越測定した未収金計60,836,652円につきましては、平成19年10月31日までに一部納付を含め、2,136,723円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課所名	平鹿地域振興局 (建設部)	監 査 年月日	平成19年7月31日
------------	------------------	------------	------------

(指摘事項)  
県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、滞納者に電話、文書、訪問等により督促しておりますが、早期に滞納を解消するよう、今後とも一層努力してまいります。

監 査 課所名	雄勝地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日	平成19年8月6日
------------	--------------------	------------	-----------

(指摘事項)  
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところでありますが、平成19年10月末現在の未収

金は全体で、6,179万円余りで前年同期と比べ3.8%225万円余りの増となっております。

これは、平成18年度からの繰越額が前年よりも79万円増えたことによるものと、収入率を比較すると前年同期と比べ2.6%減の15.9%になっていることによるものです。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、加えてインターネット公売による差押財産の換価やタイヤロックによる自動車の差押を行うなど、これまで以上に整理強化に努め、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことで未収金の縮小に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告、合同滞納整理を実施するなど連携を密にしてその縮減に努めてまいります。

なお、平成19年度も昨年に引き続き「休日納税相談日」を設置しているほか、夜間における「納税相談日」の設置及び効率的な滞納整理を実施しております。

監 査 課所名	雄勝地域振興局 (福祉環境部)	監 査 年月日	平成19年8月6日
------------	--------------------	------------	-----------

(指摘事項)  
心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
平成18年度から繰越測定した未収金249,000円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、9,000円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課所名	農林水産技術センター (畜産試験場)	監 査 年月日	平成19年6月4日
------------	-----------------------	------------	-----------

(指摘事項)  
正規な手続きを経ないで物品の購入を行ったものがあるため、再発防止策を講じ、適正な事務処理を行うこと。

(措置事項)  
不適正な会計事務処理につきまして、今後、二度とこのような事故を発生させないために、改正後の農林水産技術センター総務管理事務マニュアルに基づき会計処理を行うとともに、職員個々の意識の再啓発を図りながら、次の再発防止策を講じ、適正な事務処理を行ってまいります。

1 物品調達事務における新たな総務管理事務マニュアル

を遵守する。

- 2 発注者と納品確認者を別々とし、チェック機能を強化する。
- 3 センター総務管理室と定期的に予算残額について突合し、予算執行管理を徹底する。
- 4 会計事務に関する職場研修会を定期的に開催する。

監 査 課 所 名	農林水産技術センター (水産振興センター)	監 査 年 月 日	平成19年6月4日
-----------	--------------------------	-----------	-----------

(指摘事項)  
生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
債務者の藤里町内水面漁業生産組合は依然休業状態であり、事業再開の可能性も低く、収納は極めて困難な状況にあります。引き続き、関係者からの情報収集を行うとともに、藤里町の協力を仰ぎながら組合長との交渉を進めるなど、今後とも収納整理に努めてまいります。

監 査 課 所 名	農林水産技術センター (森林技術センター)	監 査 年 月 日	平成19年6月4日
-----------	--------------------------	-----------	-----------

(指摘事項)  
正規な手続きを経ないで機械の修繕を行ったものがある。再発防止策を講じ、適正な事務処理を行うこと。

(措置事項)  
不適正な会計事務処理につきまして、今後、二度とこのような事故が発生させないために、改正後の農林水産技術センター総務管理事務マニュアルに基づき会計処理を行うとともに、職員個々の意識の再啓発を図りながら、次の再発防止策を講じ、適正な事務処理を行ってまいります。

- 1 新たな総務管理事務マニュアルを遵守する。
- 2 発注者と納入確認者を別々とし、チェック機能を強化する。
- 3 センター総務管理室と定期的に予算残額について突合し、予算執行管理を徹底する。
- 4 修繕を要する状態が発生した際、修繕回いを作成する前段として、機械・機器の直接の取扱者が故障箇所・状況を記載する簡易な書類(修繕要求用)を管理班職員に提出することにより、修繕回の未作成の防止を図る。
- 5 会計事務に関する職場研修会を定期的に開催する。

監 査 課 所 名	産業技術総合研究センター	監 査 年 月 日	平成19年5月31日
-----------	--------------	-----------	------------

(指摘事項)  
入居団体費用収入に係る未収金の回収に努めること。に、設備使用料に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)  
入居団体費用収入に係る未収金の回収については、訪問等による督促に努めた結果、平成19年10月26日に全額回収しております。

また、設備使用料に係る未収金については、平成19年9月21日に破産管財人より最後配当が行われ、一部を回収しております。

今後、残る未収金については、回収できる見込みがないことから、債権放棄等の手続きについて検討してまいります。

(指摘事項)  
熱変形解析シミュレーションシステム保守点検業務委託契約等において、契約書に添付する仕様書等が不十分なため、委託業務の内容が不明確となっているので、今後、改善すること。

(措置事項)  
業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。

監 査 課 所 名	太平洋育園	監 査 年 月 日	平成19年6月8日
-----------	-------	-----------	-----------

(指摘事項)  
入所者の医療費等に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)  
平成18年度から繰越調定した未収金548,339円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、213,250円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課 所 名	中央児童相談所	監 査 年 月 日	平成19年5月25日
-----------	---------	-----------	------------

(指摘事項)  
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
平成18年度から繰越調定した未収金42,266,830円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、241,350円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課 所 名	北児童相談所	監 査 年 月 日	平成19年5月10日
-----------	--------	-----------	------------

(指摘事項)  
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
平成18年度から繰越調定した施設入所に伴う負担金に係る未収金14,563,690円については、平成19年10月31日までに、一部納付を含め、598,150円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課 所 名	南児童相談所	監 査 年 月 日	平成19年5月10日
-----------	--------	-----------	------------

(指摘事項)  
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
平成18年度から繰越調定した未収金11,986,050円については、平成19年10月31日までに一部納付を含め、113,700円を回収しております。

今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。

監 査 課 所 名	鷹巣技術専門学校	監 査 年 月 日	平成19年5月28日
-----------	----------	-----------	------------

(指摘事項)  
鷹巣技術専門学校清和寮の寮費に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)  
未納者への督促状発行や電話による催促に加え、直接保護者宅を訪問し督促を行い、未収金の解消に努めてまいります。

(指摘事項)  
灯油の購入において、競争入札により契約すべきところを随意契約で執行しているものがあるので、今後は適切に



<p>処理すること。 (措置事項) 財務規則の研鑽に努め、今後このようなことがないよう にいたします。 なお、平成19年度の灯油購入については、競争入札を行 っております。</p>			
監 査 課所名	秋田港湾事務所	監 査 年月日	平成19年 6月 8日
(指摘事項)	<p>港湾施設用地使用料に係る未収金の回収に努めること。 (措置事項) 港湾施設用地使用料の未収金については、平成18年 8月 3日付で作成した債務弁済契約公正証書により、平成19 年10月末までに752,080円を回収しております。 今後もし引き続き回収に努めてまいります。</p>		
(指摘事項)	<p>港湾施設用地で、使用許可がないまま建物の敷地として 利用されているものがあるので、適正な財産管理に努め ること。 (措置事項) 港湾施設用地を使用許可がないまま利用している建物敷 地については、秋田県港湾施設管理条例第 3条第 1項に基 づき使用許可申請をさせることとしております。 今後とも適正な財産管理に努めてまいります。</p>		
監 査 課所名	大館能代空港管理事 務所	監 査 年月日	平成19年 5月28日
(指摘事項)	<p>行政財産目的外使用に係る使用料に測定漏れがあること から、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理す ること。 (措置事項) 当該行政財産目的外使用料については、測定し平成19年 6月12日納付済みであります。 今後とも適切な処理に努めてまいります。</p>		
(指摘事項)	<p>行政財産目的外使用許可がないまま自動販売機が設置さ れているものがあるので、適正な財産管理に努めること。 (措置事項) 当該自動販売機については、許可申請書を提出させ許可</p>		

し、使用料も平成19年 9月21日納付済みであります。  
今後とも適正な財産管理に努めてまいります。

監 査 課所名	北部流域下水道事務 所	監 査 年月日	平成19年 5月28日
(指摘事項)	<p>下水道事業使用料に係る未収金の回収に努めること。 (措置事項) 平成17、18年度分の未収金については、平成19年11月 16日現在、4件201,428円となっておりますが、今後も引 き続き書面及び訪問による督促を行うほか、納付方法の相 談に応ずるなどしながら、早期の回収に努めてまいりま す。</p>		

**監査公告第 3号**  
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4項の規定によ  
る監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告した  
ところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置につい  
て報告があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。  
平成20年 1月29日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄  
秋田県監査委員 こだま 祥 子  
秋田県監査委員 大 和 顯 治  
秋田県監査委員 菊 地 康 男  
教 総 2307  
平成19年12月 3日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について (報告)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基  
き、別紙のとおり報告します。

別紙

監 査 課所名	特別支援教育課	監 査 年月日	平成19年 9月25日
(指摘事項)	<p>通勤手当の認定誤りにより過大に支給しているものがある ので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理 すること。 (措置事項)</p>		

平成19年 9月支給分から正しい手当額で認定することも  
に、認定誤りによる過支給分については、返納の手続きを  
しております。  
今後は、誤りがないよう適切に処理してまいります。

監 査 課所名	福利課	監 査 年月日	平成19年 9月25日
------------	-----	------------	-------------

(指摘事項)  
恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。  
(措置事項)

恩給過年度返納金に係る未収金については、債務者が住  
民登録している住所に訪問や文書による督促を繰り返し実  
施しておりますが、居住しておらず、居所が不明なため面  
会出来ない状況が続いております。平成20年 2月には時効  
により債権が消滅することから、住民登録している市役所  
に異動の有無を照会しながら、訪問や文書による督促を継  
続し、回収になお一層努めてまいります。

監 査 課所名	青少年交流センター	監 査 年月日	平成19年 4月12日
------------	-----------	------------	-------------

(指摘事項)

青少年交流センターの使用料徴収に係る業務委託契約に  
おいて、規定がないまま使用料の後納が行われているの  
で、今後、改善すること。

(措置事項)

使用料徴収に関する規定を契約書に記載するとともに、  
使用料の後納についても明記し改善しております。

(指摘事項)

青少年交流センターの受付に係る業務委託契約におい  
て、契約書に添付する仕様書等が不十分なため、委託業務  
の内容が不明確となっているので、今後、改善すること。

(措置事項)

契約書及び仕様書に業務内容、従事時間及び提出書類等  
を記載し改善しております。

監 査 課所名	米内沢高等学校	監 査 年月日	平成19年 3月26日
------------	---------	------------	-------------

(指摘事項)

職員公舎水洗化排水設備改修において、50万円を超える  
契約に請書が必要であるにもかかわらず、作成していない  
ので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)  
 今後は、秋田県財務規則第175条第3項に従い、請書を作成するよう適切な事務処理に努めてまいります。

監 査 課 所 名	男鹿海洋高等学校	監 査 年 月 日	平成19年4月17日
-----------	----------	-----------	------------

(指摘事項)  
 住居手当の認定誤りにより過大に支給しているものがあるため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。

(措置事項)  
 住居手当の過支給分については、返納処理を行うとともに、正しい手当額で認定をいたしました。

今後は、誤りがないうよう適切に処理してまいります。

(指摘事項)  
 船川丸外地入港に関する業務委託契約において、契約書に添付する仕様書等が不十分なため、委託業務の内容や範囲が不明確となっているので、今後、改善すること。

(措置事項)  
 平成19年度の業務委託契約においては、契約書に添付する仕様書、委託業務の内容や範囲について明確になるよう改善いたしました。

今後も、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)  
 船川丸外地入港に関する業務委託契約において、競争入札により契約すべきところを単独随意契約で執行しているため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)  
 平成19年度の業務委託契約においては、競争入札により契約を締結しております。

今後も適切な事務処理に努めてまいります。

監査公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について報告があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成20年1月29日

秋田県監査委員 金 谷 信 崇

秋田県監査委員 こだま 祥子  
 秋田県監査委員 大和 顕治  
 秋田県監査委員 菊地 康男  
 秋公委会第1号  
 平成19年11月21日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について

平成19年11月2日付け監委一518で報告のあったみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監 査 課 所 名	警察本部	監 査 年 月 日	平成19年9月3日
-----------	------	-----------	-----------

(指摘事項)  
 交通事故損害賠償金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)  
 交通事故損害賠償金に係る未収金については、4件301,653円でありましたが、うち1件19,950円は納入済となっており、平成19年10月末現在で、3件281,703円の未収金となっております。

また、平成18年6月新たに制度化された放置違反金に係る未収金については、20件312,000円でありましたが、うち7件111,000円は納入済となっており、平成19年10月末現在で、13件201,000円の未収金となっております。

今後も引き続き、文書、訪問等により督促を行い、全額収納すべく一層努力してまいります。

発 行 者 秋 田 県

秋田県庁五丁目一線一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsuhara@matsuharainatsu.co.jp  
 秋田県山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄